

運転免許証の交付等に係る事務処理要領の制定について（通達甲）

令和2年3月26日 徳免第161号

最終改正 令和4年10月13日 徳免第563号

運転免許証の交付等に係る事務処理については、運転免許事務処理要領の制定について（平成29年3月8日徳免第130号。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、この度、阿南分室及び阿波分室が新設されることに伴い、新たに運転免許証の交付等に係る事務処理要領を別添のとおり定め、令和2年4月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

運転免許証の交付等に係る事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）、徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第1号）その他の規程に定めるもののほか、運転免許事務のうち、運転免許証（以下「免許証」という。）の交付等に係る事務の処理について必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領における用語の意義は、法、令及び規則に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

1 免許証交付等事務

2から12までに掲げる免許証及び14から16までに掲げる証明書（以下「免許証等」という。）の取得に係る申請又は届出（以下「取得申請」という。）の受理、免許証等の作成及び交付に係る事務、学科試験、適性試験及び適性検査の実施に係る事務、13に規定する申請による免許取消しに係る事務及び17に規定する電算登録に係る事務をいう。

2 新規免許証

法第89条第1項の規定による免許の申請に基づき新規に交付する免許証をいう。

3 限定解除免許証

規則第18条の5の規定による運転することができる自動車等の種類の限定の全部又は一部の解除を受けるための審査の申請を受け、その審査結果に基づき交付する免許証をいう。

4 記載事項変更免許証

法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出に基づき、その記載事項を変更した免許証をいう。

5 再交付免許証

法第94条第2項の規定による免許証の再交付の申請に基づき交付する免許証をいう。

6 特定失効免許証

法第97条の2第1項第3号に規定する特定失効者の申請に基づき交付する免許証をいう。

7 特定取消免許証

法第97条の2第1項第5号に規定する特定取消処分者の申請に基づき交付した免許証をいう。

8 外国免許の切替免許証

法第97条の2第2項に規定する本邦の域外にある国又は地域の行政庁又は権限のある機関の免許を有する者の申請に基づき交付する免許証をいう。

9 更新免許証

法第101条第1項の規定による免許証の有効期間の更新（以下「免許証の更新」という。）の申請に基づき交付する免許証をいう。

10 期間前更新免許証

法第101条の2第1項の規定による更新期間前の免許証の更新の申請に基づき交付する免許証をいう。

11 経由免許証

法第101条の2の2第1項の規定による経由地公安委員会を經由して行う免許証の更新の申請に基づき交付する免許証をいう。

12 国外運転免許証

法第107条の7に規定する国外運転免許証をいう。

13 申請による免許取消し

法第104条の4の規定により免許を受けた者の申請を受けて、当該免許を取り消すことをいう。

14 新規運転経歴証明書

法第104条の4第5項（第105条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による申請に基づき交付する運転経歴証明書をいう。

15 記載事項変更運転経歴証明書

規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出に基づき、その記載事項を変更した運転経歴証明書をいう。

16 再交付運転経歴証明書

規則第30条の13第1項の規定による再交付の申請に基づき交付する運転経歴証明書をいう。

17 電算登録

警察庁情報管理システムによる運転者管理業務として警察庁に設置された電子計算機に免許証に係る情報を登録することをいう。

18 出張型免許更新事務

運転免許課員が、運転免許課庁舎以外の施設へ出張し、優良運転者及び高齢者講習の受講者を対象として行う免許証の更新に係る事務をいう。

19 サポートカー限定条件免許証

法第91条の2第2項の規定によるサポートカー限定条件を付与した免許証をいう。

第3 免許証交付等事務の処理区分

免許証交付等事務は、運転免許課及び署において行うものとし、その処理区分は次に掲げるとおりとする。

1 運転免許課

運転免許課においては、全ての免許証交付等事務を行うものとする。ただし、阿南分室及び阿波分室（以下「分室」と総称する。）においては、免許証交付等事務のうち、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 新規免許証（普通免許証に限る。）の取得申請の受理、取得申請に係る質問票の交付及び受理、適性試験及び学科試験の実施並びに新規免許証の交付
- (2) 更新免許証の取得申請の受理、適性検査の実施及び更新免許証の交付
- (3) 期間前更新免許証の取得申請の受理、適性検査の実施及び期間前更新免許証の交付
- (4) 更新免許証及び期間前更新免許証の取得申請に係る質問票の交付及び受理
- (5) 記載事項変更免許証の取得申請の受理及び記載事項の変更
- (6) 国外運転免許証の取得申請の受理及び交付
- (7) 申請による免許取消しに係る申請の受理及び規則第30条の9第4項の規定による通知書による通知（当該申請により免許の一部を取り消した場合は、取消し後の免許証の交付）
- (8) 新規運転経歴証明書の取得申請の受理及び交付
- (9) 記載事項変更運転経歴証明書の取得申請の受理及び記載事項の変更

2 署

次に掲げる署においては、その区分に応じてそれぞれに掲げる免許証交付等事務を行うものとする。

- (1) 各署（徳島名西署石井庁舎及び徳島板野署板野庁舎を除く。）
 - ア 申請による免許取消しに係る申請の受理及び規則第30条の9第4項の規定による通知書による通知
 - イ 新規運転経歴証明書の取得申請の受理及び交付
- (2) 阿南署以外の署（徳島名西署石井庁舎及び徳島板野署板野庁舎を除く。）
 - ア 記載事項変更免許証の取得申請の受理及び記載事項の変更
 - イ 記載事項変更運転経歴証明書の取得申請の受理及び記載事項の変更
- (3) 徳島中央署及び鳴門署以外の署（徳島名西署にあっては徳島名西署石井庁舎、徳島板野署にあっては徳島板野署板野庁舎に限る。）
 - ア 新規免許証（原付免許及び小型特殊免許（以下「原付・小特免許」という。）に限る。）の取得申請の受理並びに適性試験及び学科試験の実施
 - イ 新規免許証（原付・小特免許に限る。）、更新免許証及び期間前更新免許証の取得申請に係る質問票の交付及び受理

第4 実施日等

免許証交付等事務の実施日及び受付時間は、次に掲げるものを基準とし、当該事務の具体的な受付種別及び受付時間は、交通部長が別に定める。

1 実施日

- (1) 月曜日から金曜日までの各日とする。ただし、当該日が次に掲げる休日等に該当する場合は、免許証交付等事務は実施しないものとする。
 - ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - イ 12月29日から翌年の1月3日までの日（アに掲げる日を除く。）
- (2) (1)の規定にかかわらず、運転免許課（分室を除く。）にあっては、日曜日（1月1日を除く。）においても一部の免許証交付等事務を実施するものとする。

2 受付時間

午前8時30分から午後4時30分までの間とする。

第5 申請等に係る様式

1 運転免許申請書等の様式

- (1) 次表の左欄に掲げる免許証の取得申請は、同表中欄に掲げる様式（以下「規則様式」という。）の提出に代えて、同表右欄に掲げる様式（以下「通達様式」という。）の提出を求めるものとする。

取得申請	規則様式	通達様式
新規免許証	規則第17条第1項に規定する免許申請書	運転免許申請書（別記様式第1号）
限定解除免許証	規則第18条の5に規定	限定解除・変更・審査申

	する限定解除審査申請書	請書（別記様式第2号）
再交付免許証（仮免許に係る免許証を除く。）	規則第21条第2項に規定する再交付申請書	運転免許証再交付申請書（登録票・手数料納付書）（別記様式第3号）
再交付免許証（仮免許に係る免許証に限る。）		仮運転免許証再交付申請書（別記様式第4号）
国外運転免許証	規則第37条の9第1項に規定する国外運転免許証交付申請書	国外運転免許証交付申請書（別記様式第5号）
サポートカー限定条件免許証	規則第18条の6第2項に規定する運転免許条件申請書	運転免許条件申請書（別記様式第2号の2）

(2) (1)の場合において、規則様式の提出を妨げるものではないが、免許証交付等事務の処理上、可能な限り通達様式での提出を求めるものとする。

2 免許証の交付手数料納付書の様式

次表の左欄に掲げる新規免許証の交付に係る手数料の納付書は、同表右欄に掲げる様式により提出を求めるものとする。

取得申請	様式
新規免許証（仮免許に係る免許証を除く。）	運転免許証交付手数料納付書（別記様式第6号）
新規免許証（仮免許に係る免許証に限る。）	仮運転免許証交付手数料納付書（別記様式第7号）

3 免許証等の再交付に係るてん末書の様式

(1) 次表の左欄に掲げる免許証等の取得申請の際に添付する、同表中欄に掲げる書類は、同表右欄に掲げる様式（以下「基本様式」という。）により提出を求めるものとする。

取得申請	必要書類	基本様式
再交付免許証（仮免許に係る免許証を除く。）	規則第21条第3項第1号に規定する免許証を亡失し、又は滅失した場合において、その事実を証するに足りる書類	運転免許証亡失・滅失等てん末書（別記様式第8号）
再交付免許証（仮免許に係る免許証に限る。）		仮運転免許証亡失・滅失等てん末書（別記様式第9号）
再交付運転経歴	規則第30条の13第2項第1号に規定	運転経歴証明書亡失・

証明書	する証明書を亡失し、又は滅失した場合において、その事実を証するに足りる書類	滅失等てん末書（別記様式第10号）
-----	---------------------------------------	-------------------

- (2) (1)の場合において、基本様式以外の様式による書類の添付があったときは、当該書類において(1)の表の中欄に掲げる事実が確認できるときは、これを受理するものとする。

4 署における仮免許に係る免許証の取得申請等の様式

1及び2の規定は、指定自動車教習所の教習生に係る仮運転免許証の交付事務等処理要領の制定について（昭和57年8月16日徳免甲第263号）の規定による署における指定自動車教習所の教習生に係る仮免許に係る免許証の取得申請等の様式について準用する。

第6 暗証番号の設定

- 1 新規免許証（仮免許に係る免許証を除く。）、再交付免許証（仮免許に係る免許証を除く。）、特定失効免許証及び更新免許証の取得申請を受理するときは、これら免許証に係る暗証番号の設定を求めるものとする。
- 2 暗証番号の設定に消極的な申請者に対しては、暗証番号の重要性を説明し、その設定をさせるように努めるものとし、これを拒否する場合は、運転免許証の暗証番号に関する誓約書（別記様式第11号）の提出を求めるものとする。

第7 免許証等の作成及び交付

1 免許証等の作成

- (1) 新規交付、更新又は再交付に係る免許証等の作成は、運転免許課において行うものとする。ただし、分室においては、新規免許証（普通免許に限る。）更新免許証、期間前更新免許証及び新規運転経歴証明書の作成に限る。
- (2) 署において新規免許証（原付・小特免許に限る。）又は新規運転経歴証明書の取得申請を受けたときは、当該申請に係る関係書類を運転免許課（分室を除く。(2)、(4)及び2の(2)のイにおいて同じ。）に送付し、後日、その作成された新規運転経歴証明書の送付を受けるものとする。ただし、新規免許証（原付・小特免許に限る。）については、運転免許課において交付することから、署には送付しない。
- (3) 免許証等の記載事項の変更（再交付を要するものを除く。）は、運転免許課及び署（阿南署を除く。）において行うものとする。
- (4) 申請によるサポートカー限定条件の付与は、運転免許課において行うものとする。

2 免許証等の交付

- (1) 運転免許課における交付

免許証等は、申請を受理した日（以下「申請受理日」という。）に交付するものとする。ただし、次に掲げる免許証等は、申請受理日から起算してそれぞれに掲げる期間内に交付するものとする。

ア 更新免許証（出張型免許更新事務において受理したものに限る。）

14日

イ 経由免許証 20日

ウ 国外運転免許証（分室において受理したものに限る。） 14日

エ 新規運転経歴証明書（申請による免許の取消しを行ったのが他の都道府県公安委員会である場合若しくは免許が失効したときの住所地が他の都道府県公安委員会の管轄である場合であって、徳島県公安委員会に対し取得申請されたもの又は出張型免許更新事務において受理したものに限る。） 14日

(2) 署における交付

ア 記載事項変更免許証及び記載事項変更運転経歴証明書は、申請受理日に交付するものとする。

イ 1の(2)により運転免許課から送付された新規運転経歴証明書は、これを受理する際に申請内容と新規運転経歴証明書の記載内容等を確認し、申請受理日の翌日から起算して14日以内に交付するものとする。

3 交付時における受領印等の徴収

免許証等を交付するときは、申請者本人であることを確認し、受領印又は署名を徴するものとする。この場合においては、免許証等の交付を受ける者の個人情報が他の者に知られることがないように、必要な措置を講ずるものとする。

第8 委任

この要領に定めるもののほか、免許証交付等事務の処理に関し必要な細目的事項は、交通部長が定める。

第9 経過措置

旧通達の規定に基づく様式は、当分の間使用することができる。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月28日徳企第178号)

(施行期日)

1 この通達は、令和2年12月28日から施行する。

(経過措置)

2 この通達の施行の際に現にこの通達による改正前の通達の規定に基づいて提出されている書面は、改正後の通達の規定に基づいて提出された書面とみなす。

3 この通達による改正前の通達に規定する様式による書面については、この通達による改正後の通達に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合において、改正後の様式において押印が省略されているものについては、改正前の様式においても同様とする。

附 則(令和3年3月30日徳企第5007号)

(施行期日)

1 この通達は、令和3年3月30日から施行する。〔以下略〕

(経過措置)

2 この通達の施行の際に現にこの通達による改正前の通達の規定に基づいて提出されている書面は、改正後の通達の規定に基づいて提出された書面とみなす。

3 この通達による改正前の通達に規定する様式による書面については、この通達による改正後の通達に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合において、改正後の様式において押印が省略されているものについては、改正前の様式においても同様とする。

附 則(令和4年5月11日徳免第273号・徳交企第123号)

附 則(令和4年10月13日徳免第563号)

※別紙様式等省略